

平成 30 年度

飯田市財政健全化審査及び  
経営健全化審査意見書

飯 田 市 監 査 委 員

1 飯監第 35 号  
令和元年 8 月 9 日

飯田市長 牧野光朗 様

飯田市監査委員 加藤良一  
飯田市監査委員 戸崎博  
飯田市監査委員 清水勇

平成 30 年度財政健全化審査及び経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された、平成 30 年度健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を付します。

## 平成 30 年度 財政健全化審査意見書

### 1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 2 審査の期間

令和元年 6 月 3 日から令和元年 8 月 9 日まで

### 3 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 4 審査の結果

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

健全化判断比率	平成 29 年度	平成 30 年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	11.96
連結実質赤字比率	—	—	16.96
実質公債費比率	8.4	8.6	25.0
将来負担比率	24.1	23.2	350.0

(注 1) 「—」は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを示す。

(注 2) 「早期健全化基準」は、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」の 4 つについて、市町村の財政規模に応じ、それぞれの比率に対して定められている。

## 平成 30 年度 経営健全化審査意見書

### 1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 2 審査の期間

令和元年 6 月 3 日から令和元年 8 月 9 日まで

### 3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 4 審査の結果

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

特別会計の名称	平成 30 年度 資金不足比率	経営健全化基準
病院事業会計	—	20.0
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0
地方卸売市場事業特別会計	—	20.0

(注 1) 「—」は、資金の不足額がないことを示す。

(注 2) 「経営健全化基準」は、「早期健全化基準」に相当する基準であり、地方債協議・許可制度における許可制移行基準を勘案して 20%とされている。